

第 2 5 号議案

足立区教育 I C T 環境整備資金積立基金条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区教育 I C T 環境整備資金積立基金条例

(設置)

第 1 条 義務教育において情報通信技術を活用するための義務教育施設等の整備（以下「教育 I C T 環境整備」という。）の資金に充てるため、足立区教育 I C T 環境整備資金積立基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、足立区一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 区長は、必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を教育ICT環境整備の資金として処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区義務教育施設建設等資金積立基金条例の一部改正)

2 足立区義務教育施設建設等資金積立基金条例（平成4年足立区条例第33号）の一部を次のように改正する。

題名中「等」を削る。

第1条中「及び義務教育において情報通信技術を活用するための義務教育施設等の整備（以下「教育ICT環境整備」という。）」を削り、「足立区義務教育施設建設等資金積立基金」を「足立区義務教育施設建設資金積立基金」に改める。

第6条中「又は教育ICT環境整備」を削る。

(提案理由)

足立区教育ICT環境整備資金積立基金を設置するほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。